

平成 30 年 5 月 23 日

利用者及びご家族様  
関係者各位

NPO 法人レスパイトケアはちもり  
理事長 大和 章

### 障害者虐待の防止及び権利擁護の推進に向けた改善計画について

当法人の運営する放課後等デイサービス 児童クラブすがのは平成 30 年 5 月 1 日、松本市子ども福祉課による、障害者虐待防止法の規定に基づく障害者虐待に係る通報を受けての調査を受けました。その結果、施設職員による障害児虐待（身体的）が認められました。

調査結果及び改善計画の策定依頼をうけまして、放課後等デイサービス 児童クラブすがのにおける障害児虐待に対する、再発防止及び改善計画（検証結果を含む）を別紙の通り策定いたしましたので皆様に公開させていただきます。

今年の 2 月に同様の改善計画を策定し改善に努めていた中での今回の事案に対し事実を受け止め、その認識の欠如を深く反省するとともに、今後は障害者虐待の再発防止に努めるとともに、児童福祉法、障害者総合福祉法のほか関係法令等を遵守し事業を実施していきます。

## 1、対象事業所名

放課後等デイサービス 児童クラブすがの

## 2、概要

平成30年4月3日（火）アルプス公園にて放課後等デイサービスの活動を行った後、施設に戻るため駐車場に移動する際に、帰るのを泣いて嫌がった児童の対応をしていた職員が当該児童の頭部を平手で2回叩いた。この様子を目にした部外者からの松本市への通報及び、事業所職員の上司への報告により関係者に対する事実確認が松本市子ども福祉課及び法人により行われた。その結果、冒頭の虐待行為があったことが認められた。

## 3、経過

2月9日（金）：障害者虐待の防止及び権利擁護の推進に向けた改善計画の提出

4月11日（水）：多機能型事業所すがの（生活介護）サービス管理責任者から法人統括責任者へ春休み中に児童クラブすがのの職員が児童の頭を叩くことがあったことを報告。

4月11日（水）：法人による児童クラブすがのの職員に聞き取りを開始する。

4月12日（木）：松本市子ども福祉課より「アルプス公園で職員が児童の頭を叩いたのを見たという相談が市にあった、法人として聞き取りの上、結果を市に報告してもらいたい」という旨の連絡が法人に入る。

4月13日（金）：法人本部職員2名で児童クラブすがのの職員に再度聞き取りを行う。

4月13日（金）：法人理事長及び松本市子ども福祉課に調査結果を報告

4月23日（月）：全職員対象の研修の場で虐待防止への取組みを再度徹底（23名参加）

4月27日（金）：法人代表による関係職員への聞き取りを行う。

5月1日（火）：松本市子ども福祉による法人への聞き取り及び児童クラブすがの職員への聞き取り調査。

5月7日（月）：虐待行為を行った職員に対する人事異動を実施。

5月17日（木）：前回の改善計画の検証と今回の虐待が発生した原因の究明を行い、改善計画の見直しを行う。

5月23日（水）：松本市長宛てに改善計画を提出する。

## 4、関係職員による改善計画の検証結果

行動障がいを伴う児童の増加と支援の困難さが職員の負担となり、不適切な支援、虐待行為につながってしまった。

また、個別支援計画やアセスメント内容の周知や共有はできていたが、日々の通所児童や支援内容に対する注意事項、支援方法の確認や共有が不十分であった。

前回の虐待対応に際し、虐待行為を行った職員から他の職員に対する無視等の嫌がらせがあり、また、虐待行為があったことを認めなかったこと、市の調査から最終的な虐待の有無の認定まで時間がかかったことなどがあり、対応が後手にまわってしまった。

前述のことがあり職員のなかに職員間での注意、通報をためらう空気があった。

## 5、検証結果を踏まえたうえでの改善計画

### ①虐待防止と権利擁護の研修の実施

- ・「障害者虐待防止法の理解と対応」の読み合わせを全職員に対し実施。新任職員はオリエンテーション時に実施する。
- ・県の権利擁護に関する研修への職員の参加と伝達研修の実施。

### ②障害特性の理解や支援方法を学ぶための研修

- ・強度行動障がい支援者養成研修の積極的な受講をさせる。
- ・圏域で行われる研修への職員の派遣をおこなう。

### ③虐待（疑い含む）発生、発見時の通報先の掲示の見直し

- ・事業所入口の保護者や児童からも見やすい位置に通報先を掲示する。
- ・掲示物を保護者、利用者ともにわかりやすいものへ変更する。

### ④身体拘束を実施する場合の手順、説明と同意の書式の見直し

- ・身体拘束をおこなう以外に方法がない場合、事業所外から疑わしい行為ととられる可能性に対し、説明責任が果たせるよう厳格に手順を遵守するように職員間で確認する。

### ⑤マニュアルの見直しと習熟度の確認

- ・必要に応じてマニュアルを見直す。また、全職員がマニュアルを理解し実行できるよう習熟度を確認する。

### ⑥通所児童や支援内容の注意事項及び支援方法の確認

- ・通所予定児童の支援内容の確認や注意事項、支援方法は指示書等を用いて共有する。

### ⑦漫然とした運営、不適切な関係を防ぐための定期異動

- ・漫然とした運営や児童や保護者、職員との慣れあいによる不適切な関係となることを防ぐために法人内で定期的な職員の異動を実施する。また、利用者と職員間の関係を確認しその対応を徹底する。

### ⑧放課後等デイサービスガイドラインに沿った評価の実施

- ・漫然とした運営を防ぐため、放課後等デイサービスガイドラインに沿い、保護者等による評価、職員による自己評価を実施、ホームページ上で公表を行う。
- ・アンケート内容及び結果を精査する。特に保護者は「通所場所がなくなると困る」、「意見を述べることにより不利益が生じるかもしれない」といった立場や意識があることを理解、考慮したうえで改善していく。

### ⑨虐待、虐待を疑われる行為を行った職員への対応、指導

- ・虐待、虐待を疑われる行為、不適切な支援を行った職員は事業所の勤務から即時外す。また、機会教育及び OJT を継続的に実施する。

#### 6、その他 保護者等への説明

- ①被虐待児童及び保護者への説明及び謝罪は法人として行う。
- ②本事案に対する松本市の調査結果及び改善事項、法人の改善計画を法人ホームページ上にて公表をおこなう。
- ③保護者等への説明はホームページに公表する文章をもとに説明を行う。